



シックハウス対策として室内空気中物質である  
**エチルベンゼンの室内濃度指針値**  
が令和7年1月17日に改定されました。

Point① 室内濃度指針値が10分の1以下に  
Point② 人体における毒性指標の変更

項目	変更前	変更後
室内濃度指針値	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
毒性指標	肝臓及び腎臓 への影響	聴覚への影響



Q どんなところにエチルベンゼンが含まれているの？



- ・塗料(油性ペンキ、ラッカー)
- ・接着剤(床材及び壁紙等)
- ・家庭、生活用品(家具及び床ワックス等)
- ・樹脂系コーティング剤やシーリング材等

Q 対策するには？



- ・新築・リフォーム直後は換気を十分に行う
- ・低VOC(揮発性有機化合物濃度)  
の建材を選ぶ
- ・家具からの出るニオイに注意する

弊社では変更後での分析に対応しております。

☆医薬発0117第1号 令和7年1月17日発信(厚生労働省)



NEXT→

令和8年1月1日以降着工の工事より

石綿が含有している工作物を解体又は改修する前の事前調査を行うには

## 工作物石綿事前調査者が必要です！！

Point①工作物石綿事前調査者とは

Point②対象となる工作物とは

### Point ① 工作物石綿事前調査者とは

建築物または建材を解体又は改修する際に事前調査(目視あるいは採取、分析することにより石綿が含有しているか調査を行うもの)を建築物石綿含有建材調査者が行っていた。

2026年1月1日より新たに工作物の事前調査を行うには**工作物石綿事前調査者の資格を持つ者が行うこと**となった。

### Point ② 対象となる工作物とは

#### 工作物石綿事前調査者のみ

- ・炉設備
- 反応槽
- 加熱炉
- ボイラー・圧力容器
- 焼却設備
- ・貯蔵及び配管設備
- ・電気設備
- 発電設備
- 配電設備
- 変電設備
- 送電設備

#### 工作物石綿事前調査者及び一般・特定建築物石綿含有建材調査者

- ・建築物一体設備等
- 煙突 トンネルの天井板 遮音壁
- プラットホームの上家 軽量盛り土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い
- ・それ以外の工作物

弊社では複数の工作物石綿事前調査者  
一般・特定建築物石綿含有建材調査者  
が調査を行っております。

☆石綿総合情報ポータルサイト(厚生労働省)



弊社では「労働衛生」、「環境測定」、「メンテナンス」の3事業を行っております。

ご依頼、お問合せ、ご相談等ありましたら  
お気軽にご連絡ください。

〒416-0906 静岡県富士市本市場422の1

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

URL <https://rikka.co.jp>



立華 株式会社

